

道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事

入札説明書

令和元年6月

道央廃棄物処理組合

道央廃棄物処理組合（以下「本組合」という。）は、焼却施設建設工事（以下「本工事」という。）を公設民営方式により実施する。

この『道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事 入札説明書』（以下「入札説明書」という。）は、本工事を実施する建設事業者選定のための制限付一般競争入札に適用されるものであり、本工事に係る入札の公告に基づく建設事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、入札説明書類によるものとする。

本工事に係る入札への参加を希望する者は、入札説明書類に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、入札説明書類に沿って、本工事の目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

目次

I. 用語の定義	1
II. 工事内容等	3
1 工事名	3
2 対象となる公共施設等の種類	3
3 公共施設等の管理者	3
4 工事の目的	3
5 施設の整備方針	3
6 工事の概要	4
7 関係法令等の遵守	4
8 事業スケジュール（予定）	4
III. 入札手続等	5
1 落札者選定までのスケジュール（予定）	5
2 入札説明書類の公表等に関する事項	5
3 入札参加者の参加資格要件	6
4 入札参加資格に関する事項	9
5 見積図書の提出に関する事項	11
6 改善指示書の送付	12
7 予定価格の公表に関する事項	12
8 入札に関する事項	12
9 入札の辞退	14
10 契約の締結に関する事項	14
11 共同企業体の有効期間	16
12 支払い条件	16
13 その他の留意事項	17
参考資料	19

I. 用語の定義

本入札説明書で用いられる用語を以下のとおり定義する。

構成市町：千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町をいう。

処理対象物：構成市町から排出される可燃ごみ、可燃性残渣（可燃性粗大ごみ、リサイクルセンターからの可燃残渣等）をいう。

落札者：入札参加者のうち、本工事を実施する者として本組合が制限付一般競争入札において選定した者をいう。

民間事業者：入札参加者、落札者、建設事業者の総称をいう。

本施設：本組合が本工事によって整備する「焼却施設」「計量棟」等の建築物、敷地、外構施設、プラント等の全てをいう。

建設工事：本施設の設計・施工に係る業務をいう。

建設事業者：本施設の建設工事を担当する特定建設工事共同企業体（乙型）をいう。以下、「全体JV（乙型）」とも表現する。

建設工事請負契約書：本組合と建設事業者との間で締結される契約をいう。

入札参加者：入札に参加する全体JV（乙型）をいう。

全体JV代表企業：全体JV（乙型）に参加する企業（プラントの建設工事を行う企業、土木・建築JV代表企業及び土木・建築JV構成員）のうち、原則として最大の施工又は履行能力を有する者をいう。

全体JV構成員：全体JV（乙型）に参加する企業（プラントの建設工事を行う企業、土木・建築JV代表企業及び土木・建築JV構成員）のうち、全体JV代表企業以外の企業をいう。

プラント：本施設のうち、処理対象物を「焼却施設」で処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。

建築物：本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。

プラントの建設工事を行う企業：プラントの施工を行う単独の企業をいう。

建築物の建設工事を行う共同企業体：建築物の施工を行う特定建設工事共同企業体（甲型）をいう。以下、「土木・建築JV（甲型）」とも表現する。

土木・建築JV代表企業：土木・建築JV（甲型）に参加する企業のうち、出資比率又は出資が最も大きい企業（出資比率又は出資が同等の場合は、施工能力の高い者）をいう。

土木・建築JV構成員：土木・建築JV（甲型）に参加する企業のうち、土木・建築JV代表企業以外の企業をいう。

地元企業：土木・建築JV（甲型）に参加する企業のうち、構成市町内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有する者をいう。

入札説明書類：本工事の入札公告に際して配布する入札説明書、発注仕様書、様式集などの資料であり、本工事に関する条件を示す資料をいう。

資格審査申請書類：入札参加者が本工事の応募に際し、本組合に提出する書類の一つであり、
建設工事等共同請負競争入札参加資格審査申請書、特定共同企業体協定
書等の書類をいう。

見積図書：本工事の入札説明書類に従い民間事業者が提出する見積設計図書及びそ
の他資料の全てをいう。

再度の入札：本入札が中止となった場合における、再度の焼却施設建設工事の入札の
ことをいう。

II. 工事内容等

1 工事名

道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事

2 対象となる公共施設等の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設
工事場所	千歳市根志越 2532-11、2533-1、2534-1 ※参考資料「位置図」参照
施設概要	処理対象物を受け入れ、焼却処理を行う。 なお、焼却処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用（発電）を図る。
施設規模等	158 t / 日（79 t / 日 × 2 炉）
処理方式	ストーカ式焼却炉
供用開始	令和 6 年度

3 公共施設等の管理者

道央廃棄物処理組合 管理者 山口 幸太郎

4 工事の目的

本組合の構成市町が所有する焼却施設は、稼働して 29 年が経過し、老朽化が進んでいることから、今後、焼却能力が低下することや維持管理費が増加することが予測される。こうしたことから、減量化・資源化施策の実施と併行して循環型社会形成へ向けた、新たな焼却処理施設の整備について事業を推進していく必要がある。

本工事は、焼却施設について設計・施工を行うものである。

5 施設の整備方針

本組合では、焼却施設は、以下の基本方針により設計・施工を行うこととしている。

- (1) ごみを安全かつ安定的に処理できる施設
法令に規定されている焼却施設が備えるべき性能指針を遵守するとともに、震災時等にも稼働可能な施設とする。
- (2) 環境にやさしい施設
公害防止に十分留意し、燃焼管理や排ガス処理など総合的に検討した施設とする。
- (3) 循環型社会に寄与する施設
エネルギーの有効利用を図るとともに、自然環境や社会環境との調和、周辺地域との共生に配慮した施設とする。
- (4) 経済性を考慮した施設

合理的で無駄のない施設とする。

6 工事の概要

本工事は、構成市町から排出される一般廃棄物等の適正処理を行うとともに、焼却排熱を利用した発電を行うことにより、環境負荷の軽減を図ることを目的として、本組合が設置するエネルギー回収型廃棄物処理施設の設計及び施工を行うものである。

(1) 事業期間

契約締結日の翌日から令和6年7月31日まで

(2) 契約の形態

本組合は、建設事業者と本工事に係る建設工事請負契約を締結する。

7 関係法令等の遵守

建設事業者は、本工事を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守する。

8 事業スケジュール（予定）

本工事に関する主要なスケジュールは、以下を予定している。

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 入札公告 | 令和元年6月7日 |
| (2) 入札予定日 | 令和元年9月30日 |
| (3) 本工事着手 | 契約日の翌日 |
| (4) 本施設の竣工 | 令和6年7月31日 |
| (5) 本施設の稼働開始 | 令和6年4月1日 |

Ⅲ. 入札手続等

1 落札者選定までのスケジュール（予定）

入札参加者が入札説明書類に規定する参加資格要件を有しており、かつ提案内容が、技術的観点から本組合が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、制限付一般競争入札により選定する。

民間事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりである。

- | | |
|----------------------------|--------------|
| (1) 入札公告 | 令和元年6月7日（金） |
| (2) 入札説明書類の公表 | 令和元年6月7日（金） |
| (3) 入札参加資格審査申請書類の提出期限 | 令和元年6月28日（金） |
| (4) 入札説明書類に対する質問の提出期限 | 令和元年6月28日（金） |
| (5) 入札説明書類に対する質問への回答の最終公表日 | 令和元年7月12日（金） |
| (6) 入札参加資格審査結果の通知期限 | 令和元年7月8日（月） |
| (7) 見積図書の提出期限 | 令和元年8月2日（金） |
| (8) 改善指示書の送付 | 令和元年8月下旬 |
| (9) 入札予定日 | 令和元年9月30日（月） |

2 入札説明書類の公表等に関する事項

(1) 入札説明書類の公表

本組合は、入札説明書類を次のとおり公表する。

ア 公表日

令和元年6月7日（金）

イ 入札説明書類の公表及び配布

入札説明書類は次に示す本組合ホームページで公表する。

<http://www.douou53kumiai.jp>

なお、入札説明書類の内、発注仕様書については、「(2) ウ提出先」に記載の場所においてCD-Rにより直接配布する。配布を受ける際は、来庁する日の前日（前日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）の17時までに電話連絡し、配布を受けるための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等身分を証明するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

ウ 配布期間

公表日から令和元年6月26日（水）まで

(2) 入札説明書類に係る質問の受付

入札説明書類の内容等に係る質問を次のとおり受け付ける。

ア 提出期限

令和元年6月28日（金）12時まで

イ 質問の方法

入札説明書類に係る質問書（第1号様式）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。（Excel データを送付すること。）なお、電話、ファックス、口頭等による申込みは受け付けない。本組合は、電子メールにより、質問提出の受領通知を行うので、受領通知が届かない場合は、下記まで連絡すること。

ウ 提出先

【道央廃棄物処理組合事務局 総務課】

住所：〒066-0012 北海道千歳市美々758 番地の 54

電話：0123-40-5300

E-mail：info@douou53kumiai.jp

エ その他

入札に参加する予定のない者は質問を遠慮すること。

(3) 入札説明書類に係る質問に対する回答

入札説明書類の内容等に係る質問に対する回答書を本組合ホームページにて随時公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

ア 最終公表日

令和元年7月12日（金）

イ その他

本組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

3 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、道央廃棄物処理組合共同企業体取扱要綱に基づく共同企業体とし、資格審査申請書類の提出日において、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 入札参加者の構成

入札参加者は、プラントの建設工事を行う企業と、建築物の建設工事を行う共同企業体（甲型）で構成する共同企業体（全体 JV（乙型））とし、構成員の数は5社までとする。

建築物の建設工事を行う共同企業体（土木・建築 JV（甲型））については、地元企業が1者以上含まれていなければならない。

(2) 入札参加者の要件

ア 入札参加者は、全体 JV 代表企業を代表者として、応募手続き等を行う者として定める。

イ 入札参加者は、応募にあたり、参加者を明らかにするとともに、それぞれが本工事の遂行上果たす役割及び体制（全体 JV 代表企業、全体 JV 構成員、土木・建築 JV 代表企業、土木・建築 JV 構成員）等を明らかにする。

ウ 参加者の役割及び体制の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りでない。

(3) 入札参加者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

全ての入札参加者の全体 JV 代表企業、全体 JV 構成員は、構成市町の平成 31 年度における競争入札参加資格者名簿等に登録されている者で以下の要件を全て満たすものとする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (イ) 道央廃棄物処理組合競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 26 年 4 月 1 日管理者決裁）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (ウ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 28 条の規定により指示又は営業の停止を受けていない者であること。
- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のいずれでもないこと。
- (オ) 次に示す者と資本金面及び人事面において、関連がない者。
 - a 株式会社ドーコン（発注支援業務受託者）
なお、「資本金面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の 10 分の 2 を超える株式を有する、又は、その資金の総額の 10 分の 2 を出資している者をいい、「人事面において関連がある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

イ 本施設のプラントの設計・建設工事を行う企業

本施設のプラントの設計・建設工事を行う企業は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 構成市町の平成 31 年度における競争入札参加資格者名簿等の清掃施設工事の区分に登録されていること。
- (イ) 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を 3 年以上受けていること。
- (ウ) ダイオキシン類の排出規制が強化された平成 14 年 12 月以降において、以下の条件をすべて満たす地方公共団体、公共法人及び公益法人が発注した新設の一般廃棄物処理施設の元請（共同企業体での受注でも可とする。）での納入実績があり、令和元年 5 月末において 1 年以上の稼働実績があること。
 - a 施設規模が 1 炉当たり 79t/日以上で複数炉で構成されているもの。
 - b 焼却方式が全連続燃焼式ストーカ方式であるもの。
 - c 発電設備を有しているもの。
- (エ) 建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者を本建設工事の現場に専任で配置できること。また、監理技術者は、資格審査申請書類の提出日以前において、直接的かつ 3 箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。

ウ 本施設の建築物等の土木・建設工事を行う共同企業体（甲型）

本施設の建築物等の土木・建設工事を行う共同企業体（甲型）は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 土木・建築 JV 代表企業及び土木・建築 JV 構成員は、建設業法の土木一式工事、建築一式工事に係る特定建設業の許可を 3 年以上受けていること。
 - (イ) 土木・建築 JV 構成員のうち、地元企業は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、「土木一式工事」若しくは「建築一式工事」に係る総合評定値が 800 点以上であること。
 - (ウ) 土木・建築 JV 代表企業若しくは地元企業以外の土木・建築 JV 構成員は、以下の要件のどちらかを満たすこと。
 - a 次の者がそれぞれ 1 者以上いること。
 - (a) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、「土木一式工事」の総合評定値が 1,100 点以上の者
 - (b) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、「建築一式工事」の総合評定値が 1,100 点以上の者
 - b 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、「土木一式工事」かつ「建築一式工事」の総合評定値が各 1,100 点以上の者がいること。
 - (エ) 土木・建築 JV 代表企業は、建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者を本建設工場の現場に専任で配置できること。また、監理技術者は、資格審査申請書類の提出日以前において、直接的かつ 3 箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。
 - (オ) 土木・建築 JV 構成員は、建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者で国家資格を有する者（建設業法第 7 条第 2 号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件（昭和 47 年建設省告示第 352 号）ニの表の下欄に掲げる者をいう。）を本建設工場の現場に専任で配置できること。また、主任技術者は、資格審査申請書類の提出日以前において、直接的かつ 3 箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、現場に専任で配置する期間について、工事現場が不稼働であることが明確な期間、又は工場制作のみが稼働している期間が、本組合と受注者の間で書面により明確となっている場合はこの限りでない。
- (4) その他
- ア 入札参加者の全体 JV 代表企業、全体 JV 構成員のいずれかが、他の入札参加者の全体 JV 代表企業、全体 JV 構成員になることは認めない。

ただし、契約締結後に選定されなかった入札参加者の全体 JV 代表企業を除く全体 JV 構成員が、建設事業者の設計・施工業務を支援し、又は協力することは可能とする。
 - イ 入札参加者の全体 JV 代表企業、全体 JV 構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の全体 JV 代表企業、全体 JV 構成員になることは認めない。

なお、資本関係のある者、人的関係のある者は以下のとおりである。
- (ア) 資本関係のある者
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - a 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の規定による親会社をい

う。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

a 一方の会社の代表権を有する者(個人商店の場合は代表者。以下同じ。)が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

b 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ 同一入札参加者が、複数の提案を行うことは認めない。

エ 株式会社ドーコン(発注支援業務受託者)を、入札参加者及び下請企業に見込まないものとする。

4 入札参加資格に関する事項

(1) 資格審査申請書類の提出

入札参加者は、入札説明書類の記載に従い、資格審査申請書類を提出する。

ア 提出期限

令和元年6月28日(金)17時

イ 提出場所

【道央廃棄物処理組合事務局 総務課】

住所：〒066-0012 北海道千歳市美々758番地の54

電話：0123-40-5300

E-mail：info@douou53kumiai.jp

ウ 提出方法

提出場所へ持参することとし、その他の方法は認めない。また、持参にあたっては、必ず、提出する日の前日(前日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日)の17時までには電話連絡し、提出するための事前予約を行うこと。

エ 提出書類

提出物	部数と提出方法
建設工事等共同請負競争入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書(道央廃棄物処理組合共同企業体取扱要綱による。)	提出物をファイルに綴じ、正1部、副(写)2部を提出する。
本施設のプラントの建設工事を行う企業の施工実績(第2-1号様式)	
入札参加資格要件を証明する書類の写し(第2-2号様式)(添付書類を含む。)	
上記、提出物の電子データ(CD-Rによる)	提出物をPDFにして保存した電子媒体

	(CD-R) 1部を提出する。
委任状 (任意の様式) ※委任事項を明確にすること。	全社分を1部提出する。
参加資格審査結果通知返信用封筒	1通 角型2号(240mm×332mm)の封筒に、 返信先を記載し、140円切手を貼り付けたもの。

オ その他

入札参加資格要件を証明する基準日は、入札参加資格審査申請書類の提出日とする。

(2) 参加資格審査結果の通知

本組合は、資格審査申請書類を提出した入札参加者に対し、個別に参加資格審査結果を通知するとともに、参加資格を有すると認められた者には、制限付一般競争入札参加資格証明書を交付する。

ア 通知期限

令和元年7月8日(月)

イ 通知方法

本組合より審査結果を郵送する。

(3) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、本組合に対してその理由の説明を求めることができる。説明を求める場合は、その旨を記載した書面を以下に提出すること。説明を求めた者に対する回答は書面により行う。

ア 提出期限

令和元年7月23日(火)17時

イ 提出場所

【道央廃棄物処理組合事務局 総務課】

住所：〒066-0012 北海道千歳市美々758番地の54

電話：0123-40-5300

E-mail：info@douou53kumiai.jp

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

エ 提出書類

正1部(任意の様式)

オ 回答日(発送日)

受領後7日以内

カ 通知方法

本組合より回答を郵送する。

(4) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査を通過した入札参加者が、入札参加資格審査申請書類の提出日から落札者の決定の日までの間に、入札参加資格要件を喪失したときは、入札参加資格を取り消し、本組合より書面にて通知する。

また、下段の「ア」に該当する場合は、入札参加者変更申請書（第2－3号様式）と合わせて資格審査申請書類を本組合に提出し、本工事の円滑かつ確実な履行に支障がないと本組合が認めた場合は、入札参加資格は引き続き有効とする。

なお、入札参加資格を喪失した法人が、当該グループの本施設のプラントの建設工事を行う企業であった場合は、当該入札参加者の入札参加資格を取り消すものとする。

ア 入札日までの間に、本施設のプラントの建設工事を行う企業を除くグループ内の法人が入札参加資格を喪失し、新たな法人を加え、グループの再編成を行う場合。

5 見積図書の提出に関する事項

入札参加者は、次により本工事に関する見積図書を提出すること。

(1) 提出期限

令和元年8月2日（金）17時

(2) 提出場所

【道央廃棄物処理組合事務局 総務課】

住所：〒066-0012 北海道千歳市美々758番地の54

電話：0123-40-5300

E-mail：info@douou53kumiai.jp

(3) 提出方法

提出場所へ持参することとし、その他の方法は認めない。また、持参にあたっては、必ず、提出する日の前日（前日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）の17時までに電話連絡し、提出するための事前予約を行うこと。

(4) 提出書類

提出物		部数と提出方法
見積 図 書	① 見積設計図書（第3－1号様式） ※添付資料を含む。	①見積設計図書、②設計仕様書は、一纏めにしてファイルに綴じ、正本1部、副本5部を提出する。 ①～②に関する電子データを保存した電子媒体（CD-R）2部を提出する。電子データのファイル形式は、本組合より様式として示してい
	② 設計仕様書 ※発注仕様書に基づき作成する。	

	③ 上記、①～②の電子データ (CD-R による)	るものは Microsoft Word 及び Microsoft Excel として提出すること。様式がないものは PDF と して提出すること。
委任状 (任意の様式) ※委任事項を明確にすること。		全社分を 1 部提出する。

(5) 見積図書記載要領

提出書類の副本の表紙及び内容には、会社名やロゴマークが入っていても問題ない。全ての提出書類の下部にページ番号を付すること。

6 改善指示書の送付

本組合は、提出された見積図書の内容が本組合が要求する仕様を満足するものであることについて確認し、満足しないものについては、改善指示書を入札参加者に送付する。入札参加者は、改善指示書に応じ、改善承諾書を提出する。なお、改善承諾書を提出期限までに提出しない場合は、入札参加資格を喪失する。

詳細は、改善指示書にて当該入札参加者に個別に通知する。

(1) 改善指示書送付時期

令和元年 8 月 (下旬) 予定

(2) 改善承諾書の提出時期

令和元年 9 月 (月上旬) 予定

※改善指示書の内容等により、個別に設定予定。

※様式等の詳細は、改善指示書に記載する。

(3) 提出先

<p>【道央廃棄物処理組合事務局 総務課】 住所：〒066-0012 北海道千歳市美々758 番地の 54 電話：0123-40-5300 E-mail：info@douou53kumiai.jp</p>
--

(4) 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。なお、郵送の場合は、書留郵便で送付すること。

7 予定価格の公表に関する事項

本工事の予定価格 (消費税および地方消費税の額を含む) は以下のとおりである。

予定価格：15,730,000,000円

8 入札に関する事項

(1) 入札日時等

ア 入札日時

令和元年9月30日(月)13時30分(予定)

イ 入札場所

住所：〒066-0012 北海道千歳市美々758番地の54 千歳市環境センター管理棟2階 2号研修室 電話：0123-40-5300
--

ウ 入札書類

入札書類及び提出部数は、次のとおりとする。

提出物	部数と提出方法
入札書(任意の様式) 工事費内訳書(第4-1号様式)	入札書は、封筒(長形3号 120mm×235mm)に入れ封緘(押印すること)し、入札参加者の全体JV代表企業名を記入すること。持参部数は1部とする。
委任状(任意の様式) ※委任事項を明確にすること。	全社分を1部提出する。

エ 入札金額記載要領

入札書(任意の様式)及び工事費内訳書(第4-1号様式)には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

(2) 入札書類の取扱いに関する事項

入札参加者が持参した入札書類は、次のとおり取扱うものとする。

ア 入札書の投函

入札参加者は、本組合職員立ち会いのもと、入札書及び工事費内訳書を入れた封筒は開封せずに、入札参加者自ら所定の入札箱に投函する。

イ 代理人

入札参加者は、当該入札に係る代理人を定めたときは、入札前に委任状(任意の様式)を提出しなければならない。また、代理人は、当該入札の他の入札参加者の代理人となることはできない。

ウ 入札の無効

- (ア) 入札に参加する資格がない者がした入札
- (イ) 入札参加資格のない者又は虚偽の入札参加申請をした者のした入札
- (ウ) 2以上の入札書による入札
- (エ) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (オ) 入札要件(入札金額、工事名及び氏名)の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (カ) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (キ) 工事費内訳書に記載された合計額が入札書に記載された金額と異なる入札
- (ク) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると契約担当

者が認めた場合の入札

- (ケ) 送付、電報又は電送の方法による入札
 - (ク) その他入札に関する条件に違反したと認められる入札
- (3) 入札保証金
入札保証金は免除する。
- (4) 低入札価格調査制度
- ア 本入札においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用し、調査基準価格を設ける。
 - イ 前項に定める調査基準価格を下回る入札が行われたときの手続は、道央廃棄物処理組合建設工事低入札価格調査制度取扱要領（平成 29 年 2 月 1 日制定）の規定によるものとする。
- (5) 開札
- ア 開札は、全体 JV 代表企業のみが立会いのうえ実施する。
 - イ 入札価格に消費税及び地方消費税を加えた金額が、予定価格を超えた入札書は無効とする。
 - ウ 落札者となるべき価格で入札した者が 2 者以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

9 入札の辞退

入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（道央廃棄物処理組合建設工事競争入札心得による。）を提出すること。

- (1) 提出期限
令和元年 8 月 2 日（金）17 時
提出期限後の辞退は認めない。
- (2) 提出場所

【道央廃棄物処理組合事務局 総務課】

住所：〒066-0012 北海道千歳市美々 758 番地の 54

電話：0123-40-5300

E-mail：info@douou53kumiai.jp

- (3) 提出方法
持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。なお、郵送の場合は書留郵便で送付すること。

10 契約の締結に関する事項

- (1) 契約の締結
本工事に係る契約については、道央廃棄物処理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定による組合議会の議決と同時に本契約としての効力

を生じるものとする。

(2) 契約の無効

当該契約が組合議会で否決されたときは、当該契約は無効とし、これにより落札者に生じるいかなる損害についても、本組合は、その責めを負わないものとする。

(3) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。ただし、道央廃棄物処理組合契約規則第31条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(4) 損害補償等

本組合は、落札者が次のいずれかに該当する場合、落札者に書面で通知することにより、建設工事請負仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができるものとする。また、その場合において、本組合は、本組合に発生した損害を落札者に請求するものとし、落札者は本組合に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

ア 落札者が自らの都合により契約を締結しないことを申し出たとき。

イ 落札者が次のいずれかに該当するとき。

(ア) 役員等（落札者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 下請契約その他本工事に関連する契約にあたり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(キ) 落札者が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他本工事に関連する契約の相手方としていた場合（(カ)に該当する場合を除く。）に、本組合が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

(ク) 本工事の入札に関し、落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条若しくは第19条の規定に違反し、又は入札参加者が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公

正取引委員会が落札者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）又は第20条の2から第20条の6の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (ケ) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が落札者又は入札参加者（以下「落札者等」という。）に対して行われたときは、落札者等に対する命令で確定したものをいい、落札者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、特定事業契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (ク) 納付命令又は排除措置命令により、落札者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、特定事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (ク) 特定事業契約に関し、落札者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

1 1 共同企業体の有効期間

共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 本工事の契約締結相手となった者
本工事の契約履行後3箇月を経過する日までとする。ただし、本工事に関するかし担保責任については、法律上又は契約上のかし担保責任が存続する期間において、全体JV代表企業、全体JV構成員であった者は連帯してその責任を負うものとする。
- (2) 本工事の契約締結の相手とならなかった者
本工事の本契約が締結された日までとする。

1 2 支払い条件

- (1) 前金払：有り
各会計年度の出来形部分等に対する請負代金額相当額（以下「出来形部分等予定額」という。）の4割以内で1億円を限度とする。ただし、各会計年度の出来形部分等予定額が250万円以下の場合は、支払わない。
- (2) 中間前金払：無し

(3) 部分払：有り

(4) 支払限度額及び出来高予定額

各年度の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。なお、各年度における本施設の整備に係る対価の支払限度額の割合の目安は以下のとおりとする。

平成31年度 1%未満

令和2年度 4%

令和3年度 17%

令和4年度 40%

令和5年度 39%

令和6年度 1%未満

1.3 その他の留意事項

(1) 費用負担

応募申し込みに係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

(2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。なお、契約手続きにおいて使用する言語、単位、通貨単位、時刻も同様とする。

(3) 著作権

見積図書の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、本組合が審査結果の公表において必要な場合、本組合は、必要な範囲において、事前に入札参加者と協議したうえで、公表等を行うことができるものとする。

(4) 特許権等

入札参加者から提出される書類（入札書類を含む全て）において、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、建設材料、建設方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った入札参加者が負うものとする。

(5) 消費税に関する取扱い

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

(6) 本組合が提示する入札説明書類等の取扱い

本組合が提示する入札説明書類等は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、本組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(7) 入札の延期、中止など

本組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。その場合、入札参加者は損害賠償等の請求はできない。

(8) 再度の入札の取扱い

下記の事項のいずれかに該当した全体 JV 代表企業及び全体 JV 構成員は、再度の入札に参加できないものとする。

ア 改善承諾書を提出期限までに提出しない場合

イ 無効となる入札をした場合

ウ 入札価格に消費税及び地方消費税を加えた金額が予定価格を超えた金額の入札をした場合

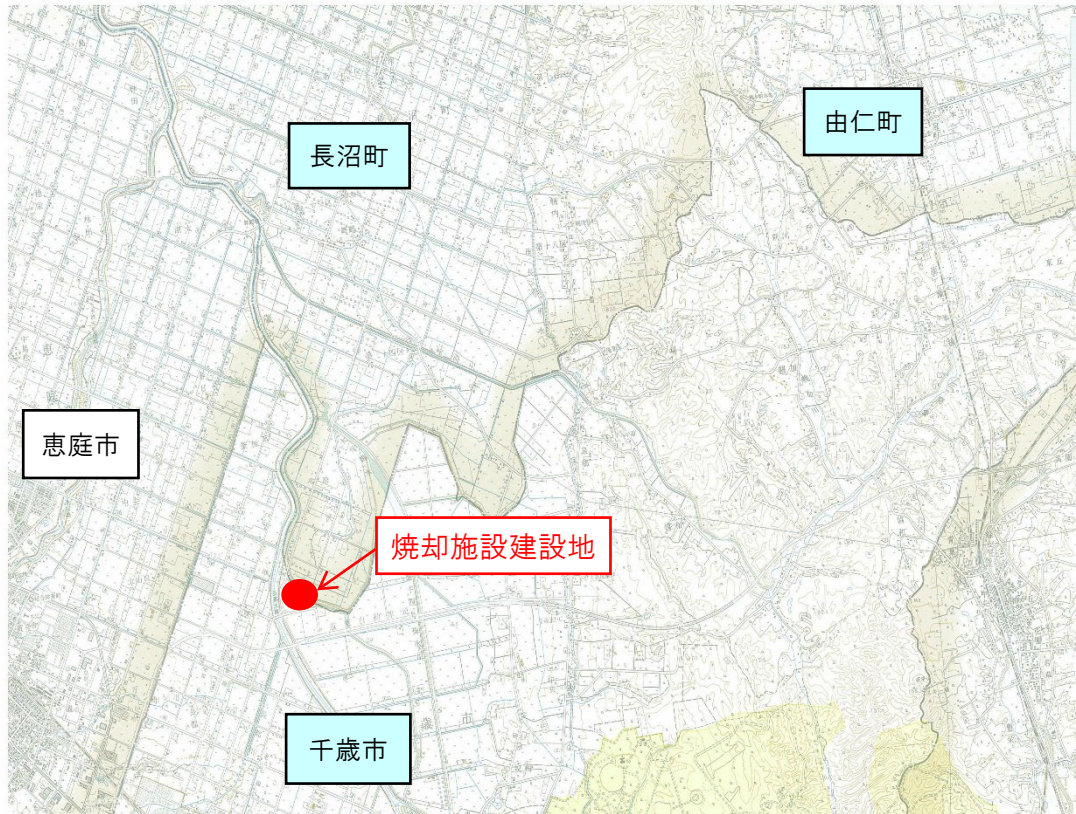
エ 入札に参加しなかった場合

オ その他、故意又は過失により本入札手続きを著しく遅滞させたと認められる場合

(9) その他

入札説明書類に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

参考資料
位置図



想定平面図

